

令和元年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和元年6月14日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	小池武敏	税務課長	久原浩文
住民課長	千布一夫	保健福祉課長	坂本博樹
長寿社会課長	武富健	生活環境課長	片渕徹
水道課長	中村政文	農業振興課長	木下信博
産業創生課長	吉村大樹	農村整備課長	笠原政浩
建設課長	喜多忠則	会計管理者	西山里美
学校教育課長	吉岡正博	生涯学習課長	川崎直
農業委員会事務局長	久原雅紀	白石創生推進専門監	木須英喜
保険専門監	小川善秋	下水管理専門監	稲富道広
主任指導主事	宮崎泰仁		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小 柳 八 束
議事係長	中 原 賢 一
議事係書記	緒 方 千鶴子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

11番	草 場 祥 則	12番	井 崎 好 信
-----	---------	-----	---------

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明）

日程第4 報告第2号 公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について

日程第5 報告第3号 平成30年度白石町一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第6 報告第4号 平成30年度白石町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから令和元年第4回白石町議会6月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。町が推進している省エネルギー対策推進のため、白石町議会も夏のエコスタイルとして、議員申し合わせにより、今会期中、議員は議場入退場時は上着を着用するが、ネクタイは着用しない。会議中は、暑い方は上着を脱いでもよいことにしています。なお、執行部も同様とします。皆様の御理解をお願いいたします。暑い方は上着をおとりください。

次に、諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査、工事監査の報告書も配付していますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、草場祥則議員、井崎好信議員の兩名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る5月31日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程（案）のとおり6月14日から21日までの8日間にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から6月21日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは皆様に配付しています一覧表のとおりです。条例8件、一部事務組合関係3件、財産の処分1件、町道認定1件、契約関係2件、補正予算2件、以上17件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆様おはようございます。

本日、令和元年第4回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきましてその概要を御説明申し上げます。

まず、条例案件が8件ございます。

議案第31号「消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、消費税法等の改正に伴い、本町の関係条例の整備を行うものでございます。

議案第32号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第33号「白石町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、関係法令の改正に伴い、本町各条例の改正を行うものでございます。

議案第34号「白石町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」は、消防団員定数につきまして、条例の一部を改正するものでございます。

議案第35号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について」は、し尿くみ取り手数料金等につきまして、条例の一部を改正するものでございます。

議案第36号「水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

は、水道事業の統合に伴い、本町水道事業に関する関係条例の整理を行うものでございます。

議案第37号「白石町森林環境基金条例の制定について」は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の公布に伴い、森林環境譲与税が譲与されることから、条例を制定するものでございます。

議案第38号「白石町教育振興基金条例の制定について」は、白石町の教育振興に資することを目的として、条例を制定するものでございます。

続きまして、条例外案件が7件ございます。

議案第39号「杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について」は、同組合事務所移転に伴う規約の変更につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第40号「佐賀西部広域水道企業団規約の変更について」、議案第41号「西佐賀水道企業団の解散について」、議案第42号「西佐賀水道企業団の解散に伴う財産処分について」は、水道事業統合に伴う各手続等につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第43号「町道の認定について」は、湯崎下蓑具線の認定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第44号「令和元年度ふれあい郷空調設備改修工事請負契約について」、議案第45号「令和元年度白石町総合センター外壁等改修工事請負契約について」は、議会の議決に付すべき契約の締結に関するものでございます。

最後に、予算案件が2件ございます。

議案第46号「令和元年度白石町一般会計補正予算（第1号）」、議案第47号「令和元年度白石町下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、各会計予算の所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

次に、議案第31号から議案第47号までの内容説明を求めます。

○松尾裕哉総務課長

おはようございます。

今議会に上程いたしております総務課所管の議案につきまして御説明をいたします。

まず、議案第31号「消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」御説明いたします。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が公布されまして、消費税率が令和元年10月1日から10%に引き上げる予定でありますので、白石町交流館条例など関係します25の条例につきまして使用料等の額を改めるため、条例の制定を

お願いするものでございます。

使用料等の改正内容につきまして、その概要を申し上げます。

新旧対照表の29分の1ページをごらんください。

白石町交流館条例の改正案を例に御説明をいたします。

第9条の使用料につきまして、現行の消費税率1.08を乗じて得た額から1.10を乗じて得た額に改めるものでありまして、ほかの24の条例につきましても同様の改正内容となっております。

なお、そのうち2つの条例につきましては、そのほか所要の改正がございますので、その内容を御説明いたします。

まず、新旧対照表の29分の4ページをごらんください。

白石町立学校施設使用料条例第7条の別表中、夜間照明施設（グラウンド）の項を削る改正でございまして、これは六角小学校のナイター施設の廃止によるものでございます。

次に、新旧対照表の29分の19ページをごらんください。

白石町有明スカイパークふれあい郷条例第9条の別表第3中、水泳教室（年会費）の項、及び次の29分の20ページまで備考が続いておりますが、その備考中、29分の20ページに6がございまして、この6を削る改正でございまして、これは使用料の表中に水泳教室の年会費が記載をされておりましたので、別表第3中から削除するものでございます。

最後に、条例案の附則を御説明いたします。

戻っていただきまして、条例案の6ページをごらんください。

附則の第1項では、この条例は令和元年10月1日から施行することとし、第2項では公共下水道の使用料について、第3項では農業集落排水処理施設の使用料について、第4項では水道料金について、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給し、または提供する使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものにつきましては、なお従前の例によるということで、旧税率の8%を適用する経過措置を規定をいたしております。

以上で議案第31号を終わります。

次に、議案第32号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明をいたします。

新旧対照表の1分の1ページをごらんください。

労働基準法の改正に伴いまして、第8条の正規の勤務時間以外の時間における勤務、いわゆる時間外勤務を命ずる時間及び月数につきまして、上限を設ける規定を整備する必要がございますので、その必要な事項につきましては附則で定めることとする規定を第8条第3項に追加するため、条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第33号「白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」御説明をいたします。

新旧対照表の2分の1ページをごらんください。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴いまして、別表中

の選挙長から、次の2分の1ページの選挙立会人までの報酬額につきまして、それぞれ100円から200円を増額するため、条例の改正をお願いするものでございます。

最後に、議案第34号「白石町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明をいたします。

新旧対照表の1分の1ページをごらんください。

第2条の消防団員の定数につきまして、現在の実消防団員数等を考慮いたしまして、平成17年1月の合併時に規定されました現行の1,226人から1,150人に改めるため、条例の改正をお願いするものでございます。

以上で私からの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○片渕 徹生活環境課長

おはようございます。

生活環境課所管分の議案第35号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第47号「令和元年度白石町下水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

まず初めに、議案第35号をお開きください。

議案第35号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由につきましては、し尿くみ取り手数料金を改定したいので、白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

くみ取り手数料につきましては、原価分につきまして20年以上も変えてきてないというふうなことで、収集運搬に要する経費の増加また人件費等の上昇によりまして、手数料の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

後ろにあります新旧対照表の1分の1ページをごらんください。

別表第1（第16条関係）でございますが、くみ取り手数料の改正案といたしまして、現行の手数料金の175円を203円とし、90リットル未満の場合は、くみ取り1回につき1,000円とするものでございます。

施行期日につきましては、附則で令和元年10月1日から施行することといたしております。

続きまして、議案第47号をお開きください。

議案第47号「令和元年度白石町下水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして御説明いたします。

補正の理由につきましては、農業集落排水事業牛屋西分地区の機器等の更新や点検整備を行う機能強化事業におきまして、本年度において国庫補助事業費が当初予算計上時の要求額を上回って割り当てられたことに伴いまして、増額補正を行うものでございます。

補正予算書の10ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書で御説明いたします。

資本的収入及び支出の欄でございます。資本的収入では、1項企業債、1目建設改

良企業債において農業集落排水事業債を1,380万円の増額、また2項国庫補助金、1目国庫補助金の農山漁村地域整備交付金1,430万円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、上段にあります、既決予定額7億1,730万4,000円に今回の補正額2,810万円を加えまして、7億4,540万4,000円とするものでございます。11ページをごらんください。

資本的支出ですが、1項建設改良費、1目建設改良費中、委託料については、機能強化事業設計委託料の150万円の増額と工事請負費の機能強化事業工事費2,660万円の増額につきましては、先ほども申し上げましたけども、牛屋西分地区の機能強化事業に係る国の予算配分が要求額より上回ったために増額補正をするものでございます。これによりまして、上段にあります、資本的支出の既決予定額8億1,851万3,000円に今回の補正額2,810万円を加えまして、8億4,661万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村政文水道課長

おはようございます。

それでは、水道課所管の4つの議案について御説明いたします。

これまで佐賀西部地域の広域的な水道事業の統合について協議がなされ、平成30年3月に佐賀西部広域水道事業統合に関する基本協定書を締結しました。現在、構成団体による事業事務の調整を図りながら、令和2年度に統合する水道事業開始に向けて取り組んでおります。その中で、国、県への水道事業認可申請のため、議会の議決が必要な4つの議案について上程するものでございます。

この4つの議案には関連があるため、内容が重複するところもございます。わかりやすいように順番を入れかえての説明となりますが、御了承願います。

では最初に、議案第40号をお開き願います。

議案第40号「佐賀西部広域水道企業団規約の変更について」を説明いたします。

提案理由といたしまして、地方自治法第286条第1項の規定により、水道事業統合により佐賀西部広域水道企業団が多久市、武雄市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び西佐賀水道企業団、小城市三日月町、同牛津町、同芦刈町及び白石町福富地区の水道事業に関する事務を行うこと、及び佐賀市久保田町地区の水道用水供給事業に関する事務を新たに共同処理することになるため、佐賀西部広域水道企業団規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

3ページ目の新旧対照表をごらんください。

右側が現行で、左側が変更案となっております。

第2条の企業団を組織する地方公共団体につきましては、令和2年3月31日をもって西佐賀水道企業団が解散すること、及び佐賀市が佐賀西部広域水道企業団に加入することに伴い、変更を行うものでございます。

続きまして、第3条の共同処理をする事務につきましては、令和2年4月1日から佐賀西部広域水道企業団がこれまで行ってきた水道用水供給事業に加え、事業統合による水道事業を行うこととなるため、関係団体の水道用水供給事業を水道用水供給事

業及び水道事業（関係市町がみずから行うものを除く）に改めます。

第5条の議会の組織及び選挙の方法につきましては、第2条の変更と同じく、令和2年3月31日をもって西佐賀水道企業団が解散すること、及び佐賀市が佐賀西部広域水道企業団に加入することに伴い、変更を行うものでございます。

続きまして、第6条第1項の現行「関係団体」を「関係市町」に、また、次のページになります、第9条第1項の現行「2名」を「2人」にそれぞれ改めます。

その下でございます。第10条第2項の経費の支弁の方法につきましては、事業統合により佐賀西部広域水道企業団が水道事業を行うこととなるため、配分水量割の概念がなくなりますので、現行の「関係団体の配分水量の割合」を「関係市町の協議」に改めるものでございます。

なお、この規約は令和2年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第41号「西佐賀水道企業団の解散について」でございます。

地方自治法第288条の規定により、水道事業統合に伴い西佐賀水道企業団が共同処理する事務の廃止により、令和2年3月31日をもって西佐賀水道企業団を解散することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

また、議案第42号でございます。

議案第42号「西佐賀水道企業団の解散に伴う財産処分について」でございます。

地方自治法第289条の規定により、西佐賀水道企業団の解散に伴い財産を処分する必要がありますので、事務を承継する佐賀市と佐賀西部広域水道企業団において関係市町協議の上、定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1つ目に、土地、建物、車両、引当金につきましては、佐賀西部広域水道企業団に帰属させる。土地、建物の面積や車両の詳細につきましては、次ページ別紙となりますが、3分の1ページのとおりでございます。別紙3分の2ページの4、退職給付引当金について、西佐賀水道企業団の全職員が移行するため、佐賀西部広域水道企業団に帰属させます。

議案書に戻りまして、2つ目に、配水管、企業債、量水器については、別紙の3分の2ページから3ページの配分方法により佐賀市及び佐賀西部広域水道企業団に帰属させます。

別紙3分の2ページをごらんください。

5、配水管については、久保田町区域に存在する資産は佐賀市へ帰属させ、そのほかについては佐賀西部広域水道企業団へ帰属させます。なお、給水区域がまたがっている場合には、管理延長割合にて分割し帰属させます。

次の6、企業債の残債につきましては、別紙の3分の2から3分の3ページに借入先一覧表を載せております。32本の企業債がございまして、その右側に記載しております案分率のとおり、事業費割合または企業債対象工事管路延長にて佐賀市及び佐賀西部広域水道企業団に帰属させます。

別紙3分の3ページの下の方でございます。

7、量水器については、年度ごとの新設量水器設置件数の割合において分割し、帰属させます。

最後に、前のほうに戻っていただきますが、議案第36号「水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」御説明いたします。

これまで説明してまいりましたとおり、水道事業統合により佐賀西部広域水道企業団が水道事業に関する事務を新たに行うこととなるため、白石町水道事業に関する関係条例を整理する条例の制定が必要となりますので、議会の議決を求めるものであります。

内容といたしまして、白石町水道事業の設置等に関する条例等の廃止としまして、廃止する条例を掲げております。

1つ目に白石町水道事業の設置等に関する条例、2つ目に白石町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例、3つ目に白石町水道事業給水条例、4つ目に白石町水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例、以上、4つの条例を廃止することとしております。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

また、白石町水道事業の設置等に関する条例の廃止に伴います経過措置といたしまして、地方公営企業法第40条の2第1項の規定により作成します令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間の水道事業の業務の状況を説明する書類に関しましては、この条例による廃止前の白石町水道事業の設置等に関する条例第7条、予算の概要及び事業の経営方針に係る部分は除くの規定は、この条例の施行後もなおその効力を有することとし、あわせて白石町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止に伴う経過措置としまして、この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の白石町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員であるものの、給与の支給についてはこの条例の施行後もなお従前の例によることを追記しております。

以上で議案第36号、議案第40号、議案第41号及び議案第42号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○笠原政浩農村整備課長

おはようございます。

農村整備課所管の議案第37号「白石町森林環境基金条例の制定について」御説明いたします。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が本年3月29日に公布され、今年度から都道府県及び市町村へ森林環境譲与税が譲与されます。この譲与税は森林の間伐や林業の人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や啓発などの森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされていることから、これを基金として積み立て、必要に応じ有効的に活用するため、白石町森林環境基金を制定し、条例でその管理等に関する事項を定めるものでございます。

基金への積み立てにつきましては、白石町森林環境基金条例（案）、1ページ目をお開きください。

第2条に、積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めることとしており、今議会

で提出されます議案第46号「令和元年度白石町一般会計補正予算（第1号）」におきまして、140万円を積み立てることとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○吉岡正博学校教育課長

議案第38号「白石町教育振興基金条例の制定について」説明いたします。

町関係の方より、白石町立小・中学校の教育振興にと1,000万円の寄附がございました。この寄附金を活用するために教育振興基金を設置したいので、条例を制定するものでございます。

条例案をごらんいただきますでしょうか。

第2条で、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるとしております。これは、今回の寄附額は1,000万円ですが、今後同様の寄附金があった場合に繰り入れることができるように規定するものでございます。

この条例に合わせまして、補正予算案を、歳入で学校指定寄附金1,000万円、教育振興基金利子1,000円、歳出で元金積立金1,000万円、利子積立金1,000円で計上しております。御審議よろしく申し上げます。

○木須英喜白石創生推進専門監

おはようございます。

それでは、企画財政課所管の議案第39号「杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について」御説明いたします。

今回、杵藤地区広域市町村圏組合事務所が移転するに伴い、事務所の位置を変更する必要があるためお願いするものであります。

現組合庁舎については、昭和49年建築の鉄筋コンクリートづくり2階建て、耐用年数は50年であり、老朽化による雨漏り、耐震診断の未実施、数年後には屋根改修工事等が必要であり、会議を行う際の駐車場の不足等が慢性的な課題となっています。新武雄市庁舎の開庁に伴い、旧北方支所を組合庁舎として利用する協議が構成市町の間で整いました。

改正内容につきましては、3枚目の新旧対照表で御確認ください。

地方自治法第286条第2項の規定により、構成団体の協議によりこれを定めた後、県知事へ届け出をしなければならぬとされており、その協議については、同法第290条により関係地方公共団体への議会の議決を経ることとなっており、今回の提案となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○喜多忠則建設課長

おはようございます。

建設課所管の議案第43号「町道の認定について」御説明申し上げます。

町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決が必要のため提案するものでございます。

次のページをごらんください。

町道の新規路線の名称は、湯崎下蓑具線でございます。町道路線の認定区間は、起点を白石町大字堤字嘉瀬川2644番地先、終点を白石町大字大渡字岡崎554番1地先とするものでございます。資料1の図面で路線の位置図を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

今回、提案に至った経緯を御説明申し上げます。

以前から懸案事項でありました大町町と白石町の両町にまたがる馬田橋を含む町道について、県道への昇格の要望を平成27年9月に両町で検討をしておりました。この道路は馬田の交差点の県道武雄福富線を起点とし、北へ六角川を横断して国道34号に接続する路線でございますが、この道路は平成7年に広域農道として整備されておりました。その後、馬田橋を町境に、大町町、白石町の両町が主幹的な町道として管理しておりますが、本町から国道34号に接続する、経済上または生活上において重要な連絡道としての役割を果たしております。

しかしながら、六角川にかかる馬田橋は、建設後45年ほど経過しており老朽化により今後大規模な補修が見込まれるなどの課題もございまして、また広域的な機能を持つ道路でもございますので道路法による県道認定の要件に適合することから、平成28年11月には正式に馬田橋を含む町道の県道昇格について、白石、大町の両町連名で要望書を提出し、県と協議を進めてまいりました。その協議の中で、この県道昇格の要望に伴う県の基本スタンスとしては、既存の県道と町道との双方向の交換が基本とされているなどの条件があるため、現在の県道白石大町線の一部区間の須古地区共乾前の交差点から北へ県道武雄福富線と交差する下蓑具交差点までの、約2,400メートルを県道から町道へ移管したいとの提示がっております。

最終的には、この提示を受け入れることとし、今回この区間を新規町道として町道路線の認定をお願いするものでございます。

なお、県においても、町道馬田橋線と大町町の町道は新たに県道久間大町線として県道へ昇格させるため、6月県議会で県道認定の提案がなされております。この県道認定が承認された後に、県と白石、大町の両町で道路移管に向けて事務的な調整が調った後に、県道として供用開始等の法手続を経て、現在の町道馬田橋線を廃止することといたしております。

参考に、A3判の資料2の図で現在の県道等の状況を左側に、路線見直し後右側に図示しておりますので、御参照いただきたいと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小池武敏企画財政課長

おはようございます。

それでは、企画財政課所管のまず議案第44号「令和元年度ふれあい郷空調設備改修工事請負契約について」御説明をいたします。

契約の目的は、ふれあい郷空調設備改修工事であります。工事場所は白石町大字戸ヶ里3211番地、契約の方法は指名競争入札、契約金額は消費税込みで4,312万円でございます。契約の相手方につきましては、佐賀市兵庫南3丁目4番7号、栄城設備工

業株式会社でございます。なお、工期につきましては、議会の議決日の翌日か令和元年11月7日まででございます。

工事内容につきましては、議案書の3枚目をごらんいただきたいと思います。

ふれあい郷の施設老朽化に伴います空調設備改修工事でございます。

まず、自有館につきましては、各利用室等のパッケージエアコンの取りかえ、及びロビー、ホワイエのR3系エアコン、これは空冷のヒートポンプチラーのエアコンでございます、これをパッケージエアコンに取りかえるものでございます。

次に、爽明館につきましては、トレーニングルーム、事務室のパッケージエアコンの取りかえでございます。

議案書2枚目のほうをお願いいたします。

工事入札経過表をつけております。

まず、今回の空調工事につきましては、工事費の約9割が管工事となっております。管工事に対応する業者として、杵島郡内、杵藤広域圏内、及び近傍市町内の9社を指名をいたしております。なお、9社のうち1社が辞退をされておりました、5月30日に8社による指名競争入札を行っております。その結果、落札金額税抜きで3,920万円で栄城設備工業株式会社が落札をいたしまして、6月5日に仮契約を締結しております。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第46号「令和元年度白石町一般会計補正予算（第1号）」について御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既決の歳入歳出予算総額に6,496万9,000円を追加し、補正後の予算を145億7,896万9,000円とするものでございます。

なお、別紙、主要事項内容説明書に記載をしております分につきましては、説明会で担当課長が説明をいたしますので、省略をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、まず2款、地方譲与税に本年度から新たに公布されます森林環境譲与税140万円を計上いたしております。

次に、11款地方交付税のうち、普通交付税838万3,000円を追加して今回の補正財源といたしております。

次に、9ページをお願いいたします。

18款寄附金では、教育振興のために寄附をいただきました寄附金を学校指定寄附として1,000万円計上をいたしております。

次に、13ページをお願いいたします。

歳出につきましては、まず3款民生費、4目児童福祉施設費で給食調理員派遣委託料461万9,000円を計上いたしております。これにつきましては、調理員1名分を当初臨時雇用で計画をいたしておりましたが、応募がなく、また職員の人事異動に伴い、2名分の調理業務を派遣委託としてお願いするものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費の 9 目水利施設管理事業費の修繕料につきましては、排水機場の整備、修繕に係る国県補助の追加配分がっておりますので、215万円を計上し、修繕整備を行い、長寿命化を図ることといたしております。

次に、15ページをお願いいたします。

9 款消防費、2 目非常備消防費の消防団員退職報償金1,748万円を計上いたしております。財源内訳のその他に1,734万3,000円とありますが、これは消防団員等公務災害等共済基金からの収入を充当いたしております。5年以上勤続し、退団された団員48名分でございます。なお、15年以上勤務をいただきました消防団員に対しましては、町から退職記念品を贈ることといたしております。

補正予算書につきましては、説明は以上です。

これをもちまして所管する議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○川崎 直生涯学習課長

おはようございます。

それでは、生涯学習課所管であります議案第45号「令和元年度白石町総合センター外壁等改修工事請負契約について」御説明いたします。

契約の目的は、令和元年度白石町総合センター外壁等改修工事でございます。工事場所は白石町大字福田1312番地1地内、契約方法は指名競争入札、契約金額は消費税込みで7,755万円でございます。契約の相手方は、白石町大字遠江303番地13、富士建設株式会社でございます。なお、工期につきましては、議会の議決日の翌日から令和元年12月10日まででございます。

工事の概要につきましては、議案書3枚目をごらんください。

外壁改修が3,377平方メートル、シーリング改修が1,988メートル、塗装改修が347平方メートル、その他改修といたしまして、避雷針改修、ホール、ロビーの東側のガラスのカーテンウォールへの飛散防止フィルム張りなどとなっております。

続きまして、議案書2枚目に工事入札経過表をおつけしております。

去る5月28日、1社辞退により7社により指名競争入札を行いました。その結果、落札金額税抜きの7,050万円で富士建設株式会社が落札をいたしまして、6月4日に仮契約を締結しております。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

説明が終わりましたので、次に移ります。

日程第4、5、6

○片渕栄二郎議長

日程第4、報告第2号「公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について」

及び日程第5、報告第3号「平成30年度白石町一般会計継続費繰越計算書の報告について」並びに日程第6、報告第4号「平成30年度白石町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」は、報告者が同じなので続けて説明を求めます。

○小池武敏企画財政課長

失礼いたします。

報告第2号「公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について」御報告をいたします。

この報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、財政状況の公表等を行うものでございます。

去る5月28日、白石町文化振興財団におきまして平成30年度の事業報告並びに決算報告等が承認をされております。なお、平成30年度も前年度に引き続き、事業の企画運営に皆様の御協力をいただきながら積極的な自主事業に取り組まれております。

それでは、平成30年度の事業等につきまして報告書をもとに御説明をいたします。

報告書の1ページをごらんいただきたいと思います。

自主文化事業では、映画上映会「北の桜守」、音楽部門の事業といたしましては第12回ふれあい郷音楽祭、この音楽祭につきましては有明中学校吹奏楽部と白石中学校吹奏楽部も出演をしております。また、第13回ふれあい郷ピアノ発表会を行い、多くの方に来場をしていただきました。また、芸能部門の事業といたしまして、佐賀にわか公演や道の駅オープン記念、開運！なんでも鑑定団などを開催いたしまして、多数の町民の皆様にお越しをいただき好評を得ております。

5ページをお願いいたします。

自有館の利用状況となっております。

自有館では、町内外の皆様方による文化活動の発表会や各種講演会、研修会等に活用していただいた結果、平成30年度は件数合計、5ページの太枠右側、一番下段に合計欄がございますが、331件、人員で3万7,790人、使用料収入では、6ページ右下欄で、299万199円となっております。平成29年度より利用人員では4,187人の増で、次のページ、6ページでございますが、利用料の収入では、29万1,948円の増となっております。全体的には利用者も増加し、使用料収入につきましては11%程度の増となっております。

7ページから10ページまでが爽明館の利用者数及び利用料の徴収状況になっております。

爽明館では、園児、小学生、一般を対象とした水泳教室等の授業などを実施し、健康づくりに利用をしていただいております。利用人員で8ページの右下欄、利用者合計で4万7,361人、前年度より1,750人の減、9ページの利用料金では1,469万6,800円、104万1,954円の減となっております。この理由につきましては、夏場の猛暑による連日の熱中症予防で、小学生を中心に利用人数が大きく減ったことが大きな理由となっております。

小学生の水泳教室の開催や町の保健事業による健康教室や、総合型スポーツ教育の一環としての水泳運動教室の実施と利用促進に努めておりますが、今後なお一層の推

進を図っていかれるものと思っております。

11ページをごらんください。

遊喜館につきましては、子どもクラブや小・中、高等学校の部活動、スポーツクラブ、宿泊訓練等により利用されるとともに、家族や地域の仲間同士でのバーベキュー、事業所の慰労会や親睦会などで幅広く利用をされております。利用館件数では160件、前年度より38件の減。利用人員4,980人、前年度より637人の減、利用料金につきましては57万2,250円、7万9,880円の減となっております。

12ページをごらんください。

芝公園は、親と子の触れ合いの場、一般の方々の散歩、休憩の場として、またグラウンドゴルフやゲートボール等の練習場として定期的な利用、集落単位での活用や園児、小学生の遠足、高齢者のレクリエーションなど、幅広い年齢層に利用をいただいております。利用人数につきましては、3万3,610人となっております。

13ページをごらんください。

平成30年度の事業別収入内訳書でございます。

14ページから15ページにつきましては、自主事業の実績報告書でございます。

自主事業といたしまして、音楽祭等による入場料収入と保育園や小学校の水泳教室による事業収入を合わせました収入は、15ページお願いいたします、合計欄で160万5,400円となっております。

16ページから19ページが支出の部の決算報告書となっております。

収支決算書について申し上げますと、17ページの下段でございますが、収支合計決算額が1億1,960万2,134円、事業活動支出決算額が1億643万5,761円となっております。平成31年度へ繰り越す額としましては1,316万6,373円となっております。

次に、25ページには監査報告書、26ページから27ページまでは本年度の事業計画、28ページ、29ページにつきましては当初予算書、30ページには自主事業計画書を添付をいたしております。

今後も皆様に親しまれるふれあい郷として町内外の方々が気軽に利用できる施設運営と文化施設、健康づくりの場として活用を図っていかれることを期待し、平成30年度の報告とさせていただきます。

続きまして、報告第3号をお願いいたします。

報告第3号「平成30年度白石町一般会計継続費繰越計算書の報告について」御報告をさせていただきます。

地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、平成30年度の白石町一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告をいたします。

1枚お開きをお願いいたします。

事業名は水産生産基盤整備事業（住ノ江漁港）で、継続費の総額につきましては15億円、平成30年度の予算現額が1億50万円でございます。これを差し引きました残額8,096万2,000円を翌年度へ通次繰り越しをいたしております。なお、繰越分につきましては本年度で執行することといたしております。

続きまして、報告第4号をお願いいたします。

報告第4号「平成30年度白石町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」御報告をさせていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成30年度の白石町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告をいたします。

1枚お開きをお願いいたします。

令和元年度へ繰越明許した事業につきましては、8事業となっております。事業費総額5億1,459万9,000円のうち、翌年度へ繰り越しをいたしました額が4億4,158万6,000円となっております。なお、繰越分につきましては、本年度で執行をすることといたしております。

以上、報告を終わらせていただきます。

○片渕栄二郎議長

説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

17日からは一般質問ですので、よろしくをお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

10時43分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年6月14日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 草 場 祥 則

署 名 議 員 井 崎 好 信

事 務 局 長 小 柳 八 束